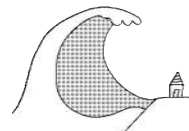


暴風警報発令時・緊急時の対応について

(1) 平日の場合

- ① 学校にいる間に「暴風警報」が、愛知県全域、愛知県西部、尾張西部、飛島村のいずれかに発表された場合……児童クラブは実施しません。
- ② 児童クラブにいる間に「暴風警報」が、愛知県全域、愛知県西部、尾張西部、飛島村のいずれかに発表された場合……直ちに迎えに来て下さい。
- ③ 暴風警報が解除されて登校した場合……児童クラブは実施します。



(2) 土曜日・長期季休業の場合

- ① 児童クラブ開館前に「暴風警報」が、愛知県全域、愛知県西部、尾張西部、飛島村のいずれかに発表された場合
 - ア. 午前6時30分までに警報が解除された場合……通常どおり
 - イ. 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合 ……解除されてから30分後に開館
 - ウ. 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合 ……臨時休館
- ② 児童クラブにいる間に「暴風警報」が、愛知県全域、愛知県西部、尾張西部、飛島村のいずれかに発表された場合……直ちに迎えに来てください。

(3) 大規模地震予知に係る※1『東海地震注意情報』等』が発表された場合

※1『東海地震注意情報』等』とは、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び「警戒宣言」を含みます。

- ① 開館前の場合
『東海地震注意情報』等』が発令された場合は、解除されるまで閉館とします。
※『東海地震注意情報』等』が解除された時刻と開館については、「暴風警報」の(2) ① の場合と同じです。
- ② 開館後の場合
『東海地震注意情報』等』の発表された場合は、安全な場所に避難させます。
地震・津波がおさまった後、直ちに迎えに来てください。

